

自治基本条例策定だより

まちのルールづくり、はじめます。

協働のまちづくりの「貫」をついて、

パブリックコメントを実施します

～みなさんの思いを自治基本条例に～

1. パブリックコメントとは？

パブリックコメント制度とは、町が条例や各種計画等を制定する際、町民に意見を求める手続のことをいいます。具体的には、一定期間（例えば1か月程度）、条例や各種計画等の趣旨や目的、内容等を町のホームページに掲載したり、役場企画財政課窓口で公開したりして、町民に意見を募ります。

町では、町民から出された意見についてその内容や町の考え方をまとめ、公表します。こうした一連の手続きがパブリックコメント制度です。町の基本的な政策等を町内部だけで決めるのではなく、町民にも決定する過程で加わってもらうことで、よりよいまちづくりにつなげます。

2. 自治基本条例案の特色

現在制定中の山北町自治基本条例案では、特に「協働の原則」と「子どもや高齢者のまちづくりへの参加」を掲げています。

1. 協働の原則

「協働の原則」とは、町民・町・議会が互いに自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力しながら、それぞれの役割と責務を果たすことをいいます。

2. 子どもや高齢者の参加

「子ども」は町の将来を担う人材でありますので、子どもの頃からできる範囲でまちづくりに参加することを位置づけています。また、「高齢者」は豊かな社会経験で培われて

きた技術やノウハウを持ちますので、まちづくりの推進にとって重要な人的資源です。

3. 条例案にご意見を

山北町自治基本条例案第18条では、町民からの意見聴取を行うこと、またその方法としてパブリックコメント制度を規定しています。条例案は9月中旬に町のホームページに掲載しますので、ご意見等がありましたら、お寄せください。

山北町自治基本条例に関する意見提出の方法

- ▶ 実施期間：平成24年9月18日（火）～10月31日（水）
- ▶ 提出方法：町ホームページより提出用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出ください。
 - ① 郵送／〒258-0195 山北町山北1301-4
山北町役場企画財政課宛て
(平成24年10月31日（水）必着)
 - ② FAX／75-3660
 - ③ 電子メール／kikaku-zaisei@town.yamakita.kanagawa.jp
- ▶ 意見の取扱い：お寄せいただいたみなさんのご意見は、条例づくり、また今後のまちづくりに生かします。
- ▶ 問合せ先：山北町役場企画財政課 電話／75-3652

山北町自治基本条例案の主な内容です

●前文

なぜ条例を制定するのか、まちづくりの目標

●総則（第1～3条）

目的、条例の位置付け、用語の定義など

《この条例を町における最高規範として位置付け》

●基本原則（第4・5条）

協働の原則：町民、町及び議会の三者が連携・協力してまちづくりを推進する

情報共有の原則：町や議会の保有する情報を町民に提供する。また町民から町及び議会に情報を提供することで、情報を共有する

●町民の権利及び責務（第6・7条）

町民の権利やまちづくりに参加する責務

●まちづくりと地域活動（第8・9条）

自治会等まちづくりの主体、地域活動の支援など

《自治会の役割を明確に定義》

●町と議会の役割と責務（第10～19条）

まちづくりにおける町と議会の役割と責務

●住民投票（第20条）

●子ども及び高齢者のまちづくりへの参加（第21・22条）

《子どもから高齢者まで全ての世代の町民のまちづくりへの参加を位置付け》

●広域連携（第23条）

他の自治体との連携など

●条例の見直し（第24条）